

令和6年度集団指導

# 令和6年度報酬改定について

福島県障がい福祉課



# アウトライン

---

## 1 横断的な改定事項(共通)

## 2 訪問系サービス

2-1 居宅介護

2-2 重度訪問介護

2-3 行動援護

## 3 入所系サービス

3-1 施設入所支援・GH共通

3-2 施設入所支援

3-3 共同生活援助

## 4 通所系サービス

4-1 通所系事業所共通

4-2 生活介護

4-3 就労継続支援A型

4-4 就労継続支援B型

4-5 就労移行支援

4-6 就労定着支援

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

令和6年4月以降、各サービスで様々な取り組みが義務化

○以下の3つは現時点で減算等のペナルティは無し

- (1) 個別支援計画を相談支援事業所に提出する
- (2) 個別支援計画の策定のためにサービス管理責任者と担当者が開催する会議に利用者本人を出席させ、本人の意向を確認する（訪問系サービス、短期入所を除く）

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

## (3) 感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止に関する取組

- ・ 委員会の設置・運営（従業員への結果周知）
- ・ 指針の整備（平常時の対策・発生時の対応）
- ・ 従業員に対する研修・訓練の定期的な開催
- ・ 感染症防止に係る担当者を置く
- ・ 厚労省『障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き』を参照

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

## ○ 業務継続計画未策定減算 (新)

- 感染症や災害の発生に備えた「業務継続計画 (BCP)」の策定が義務化。

計画を策定していない、もしくは計画に基づく措置を実施していない事業所に減算を適用。

- 入所系サービス…100分の3単位の減算  
療養介護、障害者支援施設 (施設入所支援+ $\alpha$ )、共同生活援助、宿泊型自立訓練
- その他サービス…100分の1単位の減算  
訪問系、通所系サービス各種
- 厚労省HP『感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等』を参照

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

## ○虐待防止措置未実施減算 (新)

- 以下の取り組みをしていない事業所に減算適用。
  - ①虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果に従業者に周知徹底する
  - ②虐待防止に関する研修を定期的を実施する
  - ③虐待防止に係る担当者を置く
  
- 全サービス…100分の1単位の減算

# 1 横断的な改定事項(共通)

---

## ○身体拘束廃止未実施減算 (R5から減算率アップ)

- 以下の取り組みをしていない事業所に減算適用。
  - ①身体拘束を行う場合、その内容、時間、利用者の状況及び緊急かつやむを得ない理由等の必要な事項を記録する
  - ②身体拘束適正化委員会を定期的を開催し、その結果を従業者に周知徹底する
  - ③身体拘束の適正化のための指針を整備する
  - ④身体拘束の適正化のための研修を定期的を実施する
- 入所系サービス…100分の10単位の減算
- 訪問系・通所系サービス…100分の1単位の減算



# 1 横断的な改定事項(共通)

---

## ○情報公表未報告減算 (新)

- 事業者はサービス内容等を指定権者（県または中核市）に報告する義務があり、当該報告及び県等による公表は「障害福祉サービス等情報公表システム」（WAM NET）により実施されている。
- 令和6年報酬改定にて、情報公表未報告の事業所に対する減算が規定された。
- 令和6年4月1日時点（新規の場合は指定時）の内容について、以下の期限内に報告がない場合は減算を実施する予定。

既存の事業所…令和6年7月31日まで

新規指定を受けた事業所…指定日から1ヶ月以内

- 入所系サービス…100分の10単位の減算
- 訪問系・通所系サービス…100分の5単位の減算
- 福島県障がい福祉課HP『障害福祉サービス等情報公表制度について』を参照

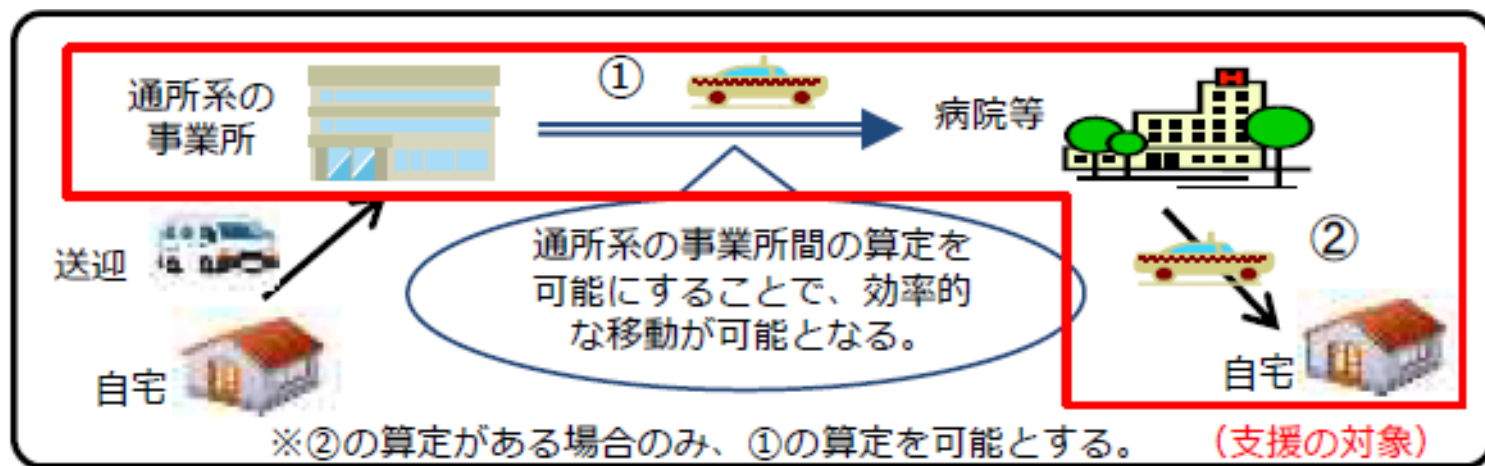
## 2 訪問系サービス

- 2-1 居宅介護
  - 2-2 重度訪問介護
  - 2-3 行動援護
-

## 2-1 居宅介護

### ○通院等介助の対象要件見直し

始点か終点のどちらかが居宅となる場合には、通所系障害福祉サービス事業所等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象となるようになった。



## 2-1 居宅介護

---

### ○サービス提供責任者に係る暫定措置の廃止

- 居宅介護のサービス提供責任者について、「**居宅介護職員初任者研修**（旧ホームヘルパー2級）課程の研修を修了した者であって、**3年以上介護等の業務に従事したものを**サービス提供責任者とする」という暫定措置が**廃止される**。
- 上記に伴い、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

## 2-2 重度訪問介護

### ○熟練従業者による同行支援の見直し

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】

所定単位数の85%（合わせて170%）



【見直し後】

所定単位数の90%（合わせて180%）

- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】 所定単位数の90%（合わせて180%）

## 2-3 行動援護

---

### ○基本報酬の見直し

- ・強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価するようになった
- ・所要時間 3 時間未満…単価増額／所要時間 3 時間30分以上…単価減額

### ○サービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

# 3 入所系サービス

- 3-1 施設入所支援・GH共通
  - 3-2 施設入所支援
  - 3-3 共同生活援助
-

## 3-1 施設入所支援・GH共通

---

### ○地域連携推進会議の設置（R6努力義務、R7より義務化）

- ・地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務付ける。
  - ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、当該サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ・日中サービス支援型GHの場合、従来からの「協議の場の設置」とは別に上記①～③の実施が必要



## 3-1 施設入所支援・GH共通

---

### ○医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

- ・感染症発生時に備えて平時から一定の体制を構築している事業所を評価  
障害者支援施設等感染対策向上加算（I） 10単位／月 **（新設）**

以下の①～③のいずれにも適合する場合算定できる

- ①第二種協定指定医療機関（※）との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- ②協力医療機関等との間で感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- ③医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

※ 新型インフルエンザ等感染症等の患者（と思われる者）の診療を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所

## 3-1 施設入所支援・GH共通

---

### ○医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月 **（新設）**

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ・新興感染症等の発生時に必要な体制を確保した上で施設内療養を行った事業所を評価する加算を新設

新興感染症等施設療養加算 240単位／日 **（新設）**

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症（今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定）に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

## 3-2 施設入所支援

---

### ○基本報酬の定員区分の細分化

定員数の変更をしやすくするため、従来の20人毎の区分から10人毎の区分に変更。（下限は引き続き「40人以下」）

### ○送迎加算の要件見直し（通所系事業所）

従来は施設入所者は対象外であったが、施設一通所系事業所間の送迎でも算定できるようになった。（両施設が同一敷地内または隣接している場合を除く）

## 3-2 施設入所支援

---

○地域移行のための取り組みを推進する改正

●意向確認について、以下を運営基準に規定（努力義務、R8より義務化）

①地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を定期的に利用者  
に確認する「地域移行等意向確認担当者」を選任する

②地域移行等意向確認の指針（意向確認のマニュアル）を整備する

●地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位／日 **（新設）**

利用者に通所サービスやグループホームの見学・体験利用等を行う等、  
地域移行に向けた支援を実施した場合算定可。

## 3-2 施設入所支援

---

○地域移行のための取り組みを推進する改正

●地域移行支援体制加算 (新設)

①前年度に退所し、地域生活が6ヶ月以上継続している者が1人以上いる

②指定権者（県・中核市）に定員数を減少させる変更届を提出している

以上の要件を満たす場合、1日につき「所定単位数×減少した定員数」を算定可

（1年間を限度とする）

## 3-2 施設入所支援

---

### ○夜間看護体制加算の拡充

- ・夜勤職員配置体制加算を算定している施設がサービス提供の際、生活支援員に看護職員を1配置している場合、60単位／日加算。（現行通り）
- ・生活支援員に代えて配置した看護職員が1を超える場合、「35単位×追加的に配置した人数」に相当する単位数を上記に加算可能。（新規）

### ○通院支援加算 17単位／回 （新設）

入所者に対し、通院に係る支援を実施した施設について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

## 3-3 共同生活援助

### ○基本報酬区分の見直し

- ・利用者：世話人の比率で4：1、5：1、6：1の3種類の報酬区分があったものを6：1に統一
- ・上位の報酬区分がなくなった代わりに、基準上の必要人員から一定水準以上の人員を配置している事業所に対し人員配置体制加算を算定

#### ・人員配置体制加算（Ⅰ）（新規）

特定従業者換算方法で**12:1**以上  
必要人員から世話人・生活支援員  
を加配している場合算定

#### ・人員配置体制加算（Ⅱ）（新規）

特定従業者換算方法で**30:1**以上  
必要人員から世話人・生活支援員  
を加配している場合算定

改正前	
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	4:1
共同生活援助サービス費（Ⅱ）	5:1
共同生活援助サービス費（Ⅲ）	6:1



改正後	
共同生活援助サービス費（Ⅰ）	6:1
<b>+</b>	
人員配置体制加算（Ⅰ）	特定従業者数換算方法で12:1以上
人員配置体制加算（Ⅱ）	特定従業者数換算方法で30:1以上

## 3-3 共同生活援助

---

### ○人員配置体制加算について

- ・加配すべき職員数は「特定従業者換算方法（※）」で算定
  - ※常勤勤務時間を40時間とみなして勤務時間を従業者の員数に換算する方法  
→常勤勤務時間が40時間未満の場合、「調整数」として追加の時間数が必要  
(常勤勤務時間が短い方が人員配置上有利になる不公平を是正する措置)

例：利用者12名（区分5が6名、区分4が6名）、常勤勤務時間32時間／週の場合

- 必要勤務時間数
  - ・必要生活支援員数…  $(6 \div 4) + (6 \div 6) = 2.5$ 人  
時間数換算： $2.5 \times 32 = 80$ 時間（A）
  - ・必要世話人数…  $12 \div 6 = 2$ 人  
時間数換算： $2 \times 32 = 64$ 時間（B） 総時間数（A + B） = 144時間／週（C）
- 調整数（常勤勤務時間を40時間／週とした場合、追加で必要な時間数）  
常勤勤務時間の差： $40 - 32 = 8$ 時間／週  
必要直接処遇職員数： $2.5$ （生活支援員） + 2（世話人） = 4.5人  
特定従業者換算方法で追加的に必要な時間数： $4.5 \times 8 = 36$ 時間／週（D）



## 3-3 共同生活援助

---

### ○人員配置体制加算について

#### ●加配数（必要勤務時間数＋調整数から追加で加配する勤務時間数）

- ・人員配置体制加算（Ⅱ）を取る場合、特定従業者換算方法で30:1以上加配  
→追加で必要な人員は $12 \div 30 = 0.4$ 人分、時間数換算で $0.4 \times 40 = 16$ 時間必要  
→計144（C）＋36（D）＋16＝週196時間の世話人・生活支援員の勤務が必要
- ・人員配置体制加算（Ⅰ）を取る場合、特定従業者換算方法で12:1以上加配  
→追加で必要な人員は $12 \div 12 = 1$ 人分、時間数換算で $1 \times 40 = 40$ 時間必要  
→計144（C）＋36（D）＋40＝週220時間の世話人・生活支援員の勤務が必要

# 3-3 共同生活援助

## ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



\*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉士や精神保健福祉士)を常勤専従で7:1以上で配置。日中からの同行支援や会議体への参加等の住居の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

### 3. 退居後の支援



## 3-3 共同生活援助

---

### ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

#### ●自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月 **（新設）**

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ可能と見込まれる利用者（※1）の退居に向け、**個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援（※2）を行った場合に、変更後の計画の交付月から6月間**に限り所定単位数を加算する。

※1 単身生活の意向や意思表示が明確でない者、事業所都合で退所する者は対象外

※2 利用者の個々の状況等を考慮した上で、以下の内容を含む支援を行うこと

①住居の確保に係る支援

②生活環境の変化に伴い必要となる情報提供・助言（ゴミ捨て、家電の使い方、買い物の場所等の確認を本人と共に実施する）

③他の障害福祉サービス事業者や医療機関との連絡調整（サービス担当者会議等への出席、事業所・医療機関等への同行支援など）

## 3-3 共同生活援助

---

### ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

#### ●自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月 **（新設）** 【続き】

- ・介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象（日中型は算定不可）
- ・居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算
- ・居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算

#### ●自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／月

従来の自立生活支援加算と同一。日中サービス支援型のみ対象。

## 3-3 共同生活援助

---

### ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

#### ●自立生活支援加算（Ⅲ） 80単位／日（3年以内の場合）（新設）

以下の①～⑦すべてを満たす事業所において、単身等での生活を本人が希望し、かつ可能と見込まれる利用者に必要な支援をした場合、1日につき算定

- ①利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ②移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること
- ③事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④移行支援住居への入居を希望する利用者が入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。 【次頁に続く】

## 3-3 共同生活援助

---

### ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

#### ●自立生活支援加算（Ⅲ） 80単位／日（3年以内の場合） 【続き】

- ⑤移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
  - ⑥居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
  - ⑦居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、自立支援協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。
- ・算定期間は移行支援住居入居から3年間が原則。ただし、市町村が引き続き移行支援住居での支援が効果的と認める場合は延長可。
  - ・移行支援住居を設けた場合、利用者の選択に資するため、インターネット等で公表することが望ましい。

## 3-3 共同生活援助

---

### ○グループホームから一人暮らしへの移行支援

●退居後共同生活援助サービス費 2,000単位／月 (新設)

- ・GHを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（特別に市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定。

- ①利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ②おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。



## 3-3 共同生活援助

---

### ○日中支援加算（Ⅱ） 要件見直し

【従来】 包括型・外部型・日中型GHで、利用者の心身の状態により日中サービス事業所を利用できないために日中支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について1日につき所定単位数を加算

【改正】 包括型・外部型GHで、（中略）日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算 ※日中型は対象外に

### ○個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い 経過措置延長

- ・ 重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、経過措置を令和9年3月31日まで延長。
- ・ ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定。



# 4 通所系サービス

- 4-1 通所系事業所共通
  - 4-2 生活介護
  - 4-3 就労継続支援A型
  - 4-4 就労継続支援B型
  - 4-5 就労移行支援
  - 4-6 就労定着支援
-

## 4-1 通所系事業所共通

---

### ○食事提供体制加算（要件見直し）

- ・栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとなった。（令和9年3月31日まで経過措置）

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合、算定可



【改正後】**現行要件に加え、以下を満たす場合**、算定可

- ①管理栄養士等が献立作成に関与（外部委託可）、又は献立を確認していること
- ②利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③利用者ごとの体重やBMIを定期的に記録していること

## 4-1 通所系事業所共通

---

### ○施設外支援に関する事務処理の簡素化

施設外支援について、従来は1週間毎に個別支援計画の見直しを行うことが義務付けられていたところ、**1ヶ月毎の見直し**となった。

### ○施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止

報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から**毎月の提出は不要**とする。

※事業所には施設外就労の実績記録を作成・保存する義務あり。  
利用者の訓練状況等の実態把握のため、自治体から当該文書の提出を求められることがあります。

## 4-2 生活介護

### ○基本報酬区分の見直し（サービス提供時間の考慮）

【従来】 利用定員・障害支援区分により報酬額が決定

【改正後】 さらにサービス提供時間を加味して個別に報酬額を設定

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

※サービス提供時間は、原則的に「実際のサービス提供時間」ではなく「個別支援計画上のサービス提供時間」に基づく。また、送迎時間は原則含まない。

## 4-2 生活介護

### ○基本報酬区分の見直し（定員区分の細分化）

利用定員単位の報酬区分について、従来の20人毎の区分から10人毎の区分に細分化

### ○延長支援加算の改正

基本報酬がサービス提供時間単位になったことに伴い、延長支援加算の評価基準も改正

#### 【現行】

(1) 延長時間 1 時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1 時間以上の場合	92単位/日



#### 【見直し後】

(1) 所要時間 9 時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

## 4-2 生活介護

---

### ○平均利用者数の算定方法の変更

- ・従業員の必要配置員数を算定する上で参照する前年度の平均利用者数を求める際、利用時間の短い利用者について配慮されるようになった
- ・5時間未満の利用者は0.5人/日、5時間以上7時間未満の利用者は0.75人/日として算定

- ・平均利用者数＝年間延べ利用者数（A）÷開所日数（小数点第2位以下切上）

$$A = (5 \text{ 時間未満の延べ利用者} \times 0.5) + (5 \text{ 時間以上 7 時間未満の延べ利用者} \times 0.75) + 7 \text{ 時間以上の延べ利用者}$$

## 4-2 生活介護

---

### ○人員配置体制加算

人員配置体制加算（Ⅰ） 定員20人以下：321単位/日 **（新設）**

- ・区分5、区分6に該当する者またはこれに準ずる者（※）の総数が利用者数の合計数のうち100分の60以上（従来の人員配置体制加算（Ⅰ）と同様）
- ・利用者数：従業員数  $\geq 1.5 : 1$  **（平均利用者数はP13の算定方法で算出）**
- ・従来の人員配置体制加算（Ⅰ）は人員配置体制加算（Ⅱ）に（比率1.7：1）
- ・平均利用者数の算定方法変更により上位の加算が取り易くなった

（※）行動関連項目合計が10点以上である者又は区分4以下で喀痰吸引等を必要とするもの

## 4-2 生活介護

---

### ○福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）が（Ⅰ）or（Ⅱ）との併給が可能に

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

常勤の直接処遇職員のうち、有資格者（※）が35%以上

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

常勤の直接処遇職員のうち、有資格者が25%以上

- ・福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、常勤の者が75%以上

+常勤の直接処遇職員のうち、勤続3年以上の者が30%以上

（※）社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師



## 4-2 生活介護

### ○常勤看護職員等配置加算

所定単位数に常勤換算の看護職員数（小数点以下切捨）を乗じた単位数になる

常勤看護職員等配置加算	(一) 定員5人以下	(1日につき32単位を加算)
	(二) 定員6人以上10人以下	(1日につき30単位を加算)
	(三) 定員11人以上20人以下	(1日につき28単位を加算)
	(四) 定員21人以上30人以下	(1日につき24単位を加算)
	(五) 定員31人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)
	(六) 定員41人以上50人以下	(1日につき15単位を加算)
	(七) 定員51人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)
	(八) 定員61人以上70人以下	(1日につき10単位を加算)
	(九) 定員71人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)
	(十) 定員81人以上	(1日につき6単位を加算)

定員数20名、看護職員が常勤換算で2人の場合： $28 \times 2 = 56$ 単位/日

## 4-2 生活介護

---

### ○入浴支援加算 80単位/日 (新設)

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算できる。

### ○喀痰吸引等実施加算 30単位/日 (新設)

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施について登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できる。

## 4-3 就労継続支援A型

○スコア方式における評価項目の見直し

【従来】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価



【改正後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～90点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>－20点～60点</u> で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～ <u>15点</u> で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～ <u>15点</u> で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	<u>－50点～0点</u> で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	<u>0点～10点</u> で評価

## 4-3 就労継続支援A型

---

### ○スコア方式における評価項目の見直し

事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各項目の得点配分が見直された。

- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定。
- **生産活動の評価**について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、**下回った場合には減点**する。
- 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について評価項目を新設。
- **経営改善計画書未提出**の場合及び経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について**減点項目を新設**

○スコア評価結果について、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（WAMNET）にて年1回以上公表するよう基準上明文化。

# 4-4 就労継続支援B型

## ○基本報酬の改定

- 平均工賃月額に応じた報酬区分が改定され、1.5万円以上の区分は増額された一方、1.5万円未満の区分は減額される。
- 人員配置体制 6 : 1 の報酬区分を新設。  
(就労継続支援B型サービス費 (I))

**従業員配置 6 : 1 (新設)** 定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

平均工賃月額	高工賃の事業所を更に評価
4.5万円以上	↑ 引上げ 単価
3.5万円以上4.5万円未満	
3万円以上3.5万円未満	
2.5万円以上3万円未満	
2万円以上2.5万円未満	↓ 引下げ 単価
1.5万円以上2万円未満	
1万円以上1.5万円未満	
1万円未満	

## 4-4 就労継続支援B型

### ○平均工賃月額の算定方法改定

- ・障害特性により利用日数が少なくなる利用者に配慮した改正

【現行】

○ 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。  
ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出  
イ 前年度に支払った工賃総額を算出  
ウ  $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出  
※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。



【見直し後】

【新算定式】

**年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12 月**

- ・月の途中で利用開始・終了した利用者等の除外規定は廃止
- ・令和5年度工賃実績の報告、令和6年度工賃向上計画は新基準にて算定のこと

## 4-4 就労継続支援B型

---

### ○短時間利用減算 (新設)

- ・ 就労継続支援B型サービス費 (IV) ~ (VI) (平均工賃月額を用いない報酬区分) を取得する事業所のみ対象。
- ・ 利用時間が4時間未満の利用者の割合が利用者全体の50%以上の場合、適用。
- ・ 適用される場合は所定単位数の100分の70を算定する。(30%減算)

※各種加算がなされる前の単位数から減算

## 4-4 就労継続支援B型

---

### ○目標工賃達成指導員配置加算（要件見直し）

- ・ 6 : 1 の人員配置区分の創設に伴い、取得要件を変更
- ・ 以下の要件を満たす場合取得可能
  - ①就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）  
（人員配置体制 6 : 1）を算定している
  - ②「目標工賃達成指導員」を常勤換算で1名配置している
  - ③目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数（常勤換算）が  
利用者数 : 職員数  $\geq$  5 : 1 となる数以上



## 4-4 就労継続支援B型

---

○目標工賃達成加算 10単位/日 (新設)

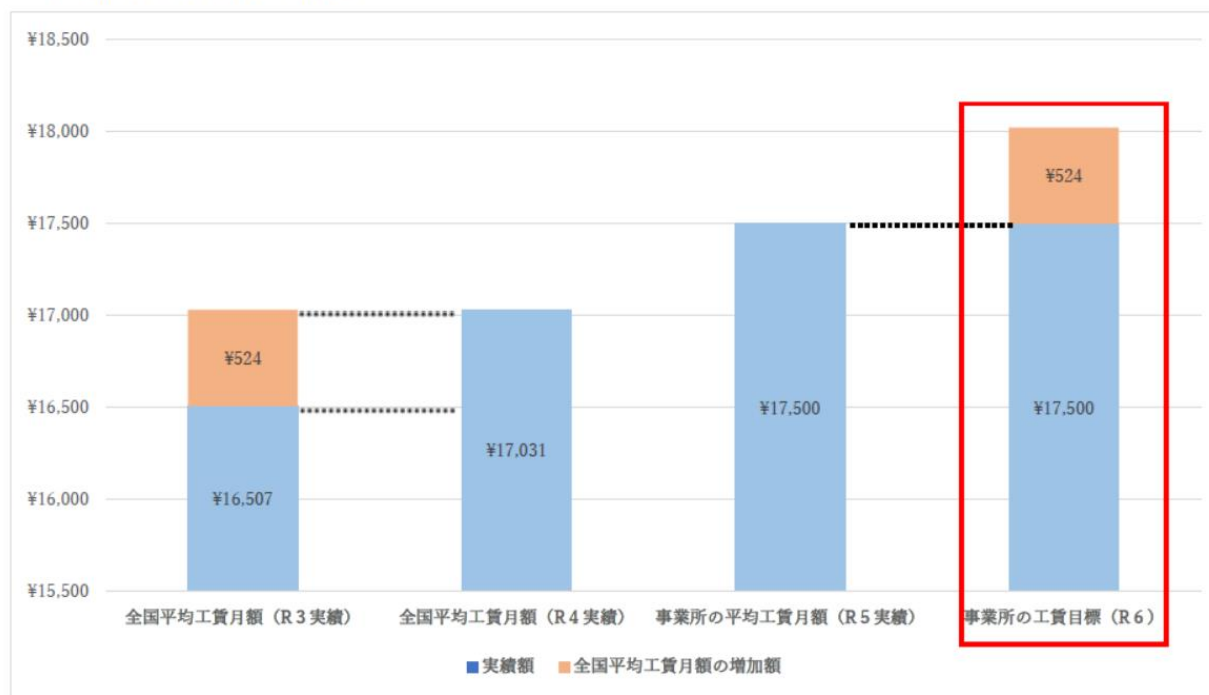
・以下の要件を満たす場合取得可能

- ①「目標工賃達成指導員配置加算」を取得していること。
- ②前年度の工賃向上計画で定めた目標工賃を達成していること。
- ③②で達成した前年度の目標工賃 $\geq$ （前々年度の平均工賃月額＋  
（前々々年度の全国平均工賃月額－前々々々年度の全国平均工賃  
月額））を満たすこと。

## 4-4 就労継続支援B型

例：令和6年度の実績に係る加算を令和7年度に算定する場合

令和5年度における事業所の平均工賃月額（実績）が17,500円であった場合、18,024円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。



## 4-5 就労移行支援

---

### ○利用定員規模の見直し

従来は定員20名が下限であったが、**定員10人から実施可能に**

### ○支援計画会議実施加算の見直し

「地域連携会議実施加算」に改称、従来は地域の就労支援機関との会議にサービス管理責任者の参加が必須だったが、サビ管以外が会議に出席する区分を追加。

#### ●地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が支援計画等の原案及び実施状況について説明の上、関係者に専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成等を行った場合、1月につき1回、かつ1年につき4回を限度として、所定単位数を加算。

#### ●地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408 単位／回 **（新設）**

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が（中略）、就労移行支援計画の作成等を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回かつ1年につき4回を限度として、所定単位数を加算。

※算定は（Ⅰ）と（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回が限度

## 4-6 就労定着支援

---

### ○報酬体系の見直し

基本報酬について、従来の利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

### ○支援体制構築未実施減算 (新設)

サービス終了後も引き続き支援が必要と見込まれる利用者の情報を雇用先等へ適切に引き継ぐために必要な措置（要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任、記録の作成及び保存）を実施していない場合、**所定単位数の10%を減算**。

### ○定着支援連携促進加算の見直し

「地域連携会議実施加算」に改称、地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議にサビ管以外が出席する区分を追加（就労移行支援の同名加算と同趣旨）

●地域連携会議実施加算（Ⅰ） 579単位／回：サビ管要出席

●地域連携会議実施加算（Ⅱ） 405 単位／回（新設）：サビ管以外（要報告）

※算定は（Ⅰ）と（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回が限度